

杉並区ゼロカーボンシティ機運醸成事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

温暖化対策は、世界各国で速やかに取組を進めていかなければならない最大の使命であり、杉並区（以下「区」という。）では二酸化炭素排出量の多くを占める家庭からの排出量の削減が大きな課題となっています。そのため、温暖化についての理解を進め、自分事として捉え、温暖化対策の様々な取組に積極的に参加する区民をより一層増やすことが必要です。

区では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画を策定し、これらの計画に基づき実施している様々な取組について、区広報・ホームページ等の媒体やイベント等を通じて啓発活動を行っています。しかし、現在の啓発の手法やツールのみでは将来を担う若い世代等に対して十分に訴求できているとは言えず、多様な手法やツールを活用し、より一層効果的に訴求する必要があります。このことから、温暖化対策の取組への興味関心を喚起し、行動変容を促すことを目的としたゼロカーボンシティ機運醸成事業を令和6年度から開始することとしました。

その第一歩として、当該事業の初年度である令和6年度は、将来を担う若い世代等が温暖化対策に興味関心を持つきっかけとなる訴求を実施するため、様々なノウハウや実績を持つ事業者をプロポーザル方式（公募型）により選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区ゼロカーボンシティ機運醸成事業業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の概要

別紙1「業務説明書」のとおり

(3) 履行場所

杉並区内ほか

(4) 履行期間

契約締結翌日から令和7年3月31日まで。ただし、契約締結日は令和6年7月1日を予定している。

(5) 事業規模（上限額）

4,000,000円（消費税及び地方消費税込み）。ただし、本プロポーザルの上限額であり、この金額での契約締結を確約するものではありません。

複数の提案を行う場合には、1つの提案（後記6(4)オにより付番する提案番号を一にする範囲をいいます。以下同じです。）につき上記の上限額とします。ただし、複数の提案を行った事業者が受託者候補者に選定された場合でも、契約締結に当たっては、原則としていずれか1つの提案に基づき本業務に係る仕様を確定します。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、以下の要件を満たしていることとします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人税、法人事業税及び特別法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 共同事業体として参加する場合は、次の項目によること。
 - ア 代表する法人（以下「代表法人」という。）を定め、共同事業体の代表者を代表法人に属する者の中から指定すること。
 - イ 共同事業体の構成法人は、前記(1)から(7)までの条件を満たしていること。また、本プロポーザルの共同事業体の構成法人が、本プロポーザルの他の共同事業体の構成法人又は単独の参加者となることはできないものとする。
 - ウ 参加申込み後の代表法人及び構成法人の変更は、原則として認めない。
 - エ 別紙 2 「提出書類一覧」の No. 2 から 5 までの書類について、全構成法人のものを提出すること。
- (9) 過去 5 年以内に、国、他自治体等の官公庁又は民間企業から受託して、環境施策に関する業務を実施した実績があること。ただし、共同事業体として参加する場合は、共同事業体の構成法人のうち 1 以上の法人がこの条件を満たすこと。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	令和 6 年 4 月 16 日（火）
質問受付期間	令和 6 年 4 月 23 日（火） 15 時まで
質問の回答	令和 6 年 4 月 30 日（火） 予定
企画提案書等提出期限	令和 6 年 5 月 8 日（水） 15 時まで（必着）
第一次審査（書類選考）結果通知	令和 6 年 5 月 17 日（金） 予定

第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリングによる審査)	令和6年5月24日(金)午前中予定 ※ 審査結果は令和6年6月上旬に発送します。
-----------------------------	---

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

「質問書」(様式4)に質問内容を記載の上、電子メールにより提出してください。
なお、件名は「杉並区ゼロカーボンシティ機運醸成事業業務に係る公募型プロポーザル質問書」としてください。

(2) 受付先

「11 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(3) 回答方法

区公式ホームページ上で回答します。
なお、質問内容が不明瞭なもの、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

(4) その他

質問書は暗号化して送信してください。補足や説明資料として質問書以外で資料の提出が必要な場合には、Microsoft Officeに含まれるアプリケーションで読み取り可能なファイル形式又はPDFにて提出してください。

電話での質問及び回答に対する再質問には応じられません。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

別紙2「提出書類一覧」のとおり

(2) 作成方法

ア 提出書類は、正本と副本をそれぞれ製本(A4縦長ファイル等で綴じる。)し、別紙2「提出書類一覧」を先頭に綴じ、別紙2「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。

イ 別紙2「提出書類一覧」に掲げる各様式は、A4サイズ縦長を定型とします。

A3サイズの場合は、片袖折りとし、A4サイズ縦長の形式で提出してください。

ウ 正本・副本

(ア) 正本は、参加事業者が特定できるよう作成をお願いします。

(イ) 副本は、審査の関係上、参加事業者(共同事業者の構成法人を含む。以下次の(ウ)まで同じ。)が特定される情報は一切記載しないでください。ただし、参加事業者以外の名称やロゴマーク等については、この限りではありません。

(ウ) 正本を複写し、副本として活用する場合は、副本の参加事業者が特定される名称、ロゴマーク等を黒塗りするなどしてください。

(3) 提出方法

「11 担当課(問い合わせ先)」へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出してください。

なお、郵送の場合は、封書表面の欄外に「ゼロカーボンシティ機運醸成事業業務に係る公募型プロポーザル応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書の作成に当たっては、別紙1「業務説明書」の内容を踏まえ、「企画提案書」(様式3)を使用して作成してください。なお、記入欄が不足する場合等は適宜追加して記載してください。また、文章及び図表は、できる限り平易な表現を使用してください。
- イ 企画提案書の作成に当たっては、参加事業者の知識、経験、ノウハウ等を活用し、本業務の成果が最大限となるよう企画の提案に努めてください。
- ウ 企画提案書等に乱丁、落丁、黒塗り漏れ等、不備が多い場合は、失格となる場合があります。
- エ 未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。遅配を含む事故についても、区は責任を負いません。
- オ 提案は、最大4つまですることができます。複数の提案をする場合は、様式3の「4 提案内容」を複写して企画提案書を作成してください。その際、「提案1、提案2……」の要領でそれぞれ提案番号を付してください。また、見積書も提案番号を記入した上で、提案ごとに作成してください。

【例示】提案を4つする場合

例	業務説明書5(2)業務内容(最大400万円)	
	ア 計画の認知度向上	イ 取組への興味関心
提案番号: 1	A: 200万円	a: 200万円
提案番号: 2	A: 200万円	b: 200万円
提案番号: 3	B: 100万円	c: 200万円
提案番号: 4	C: 200万円	d: 100万円

この場合は、提案番号1~4ごとにそれぞれ企画提案書と見積書を作成します。提案番号1と提案番号2のように、アの提案内容が同じ場合でも、イの提案内容が異なる場合は別の提案としてください。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区ゼロカーボンシティ機運醸成事業業務受託者候補者選定会議(以下「選定会議」という。)において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を受託者候補者として選定します。

なお、区で設定する「2(5) 事業規模(上限額)」を超える提案を行った参加事業者(複数の提案を行う参加事業者であって、いずれか1つの提案につき「2(5) 事業規模(上限額)」を超過した者を含みます。)は、審査対象となりません。

(1) 評価基準の概要

ア 経営状況等

評価項目	評価内容
経営状況	経営状況、財務状況
業務実績	環境施策に関する業務の受託実績

イ 企画提案内容

評価項目	評価内容
業務遂行力	実施方針、実施体制・計画
提案内容	計画等の認知度向上に寄与する訴求の手法 興味関心を喚起する訴求の手法
提案内容の妥当性	将来を担う若い世代に対する理解 リスクの管理 提案の実現可能性
資料調整能力	企画提案書は分かりやすいか。
費用対効果	積算は適切であるか。

ウ 総合評価

評価項目	評価内容
総合評価	全体を通じた総合評価を行う。

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定会議で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定）を選定します。

第一次審査の結果は、第一次審査の対象となった全ての事業者に通知します。

イ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定会議において、企画提案の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

第二次審査の実施方法等の詳細は、別途、第一次審査通過事業者に対して通知します。

ウ 受託者候補者選定結果通知

令和6年6月上旬に、全ての第二次審査参加事業者に対して通知します。非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由について説明を求めることができます。

なお、参加事業者名その他の選定結果は区公式ホームページで公表されます。ただし、参加事業者が2者であった場合は、非選定となった事業者の名称は公表されません。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

なお、失格した場合であっても、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、参加事業者（参加予定者の関係者を含む。）が、選定会議の設置から選定結果の通知が来るまでの間、選定会議委員及びこの募集に関係する区職員に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的として接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

ア 実施要領に基づく区が実施する説明会・現地見学会等への参加

イ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等

ウ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為

エ 自らが構成員の一員となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）

オ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

- (4) 企画提案書等の提出期限が守られなかった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

9 契約

- (1) 受託者候補者と区が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区の協議により最終的に決定します。

なお、複数の提案を行った参加事業者が受託者候補者となった場合、仕様書の内容はいずれか1つの提案の内容を基本として、受託者候補者と区の協議により決定します。

- (2) 受託者候補者が「8 参加者の失格」に該当することが判明し、又は契約締結交渉が不調となった場合は、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (3) 契約書は、原則として区指定の標準契約書を使用します。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な諸費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で表記するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付するものとします。また、通貨は日本円としま

す。

- (3) 書類を提出した後、企画提案書等を修正又は変更することは一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (5) 企画提案書等について、第三者から情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和 61 年杉並区条例第 38 号）に基づき、公開することがあります。また、区は提出された文書等について、必要に応じて使用できるものとします。
- (6) 選定会議で審査をした結果、一定の点数を満たす参加事業者がいなかった場合、受託者候補者を選定しないこととします。
- (7) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が区と契約を締結する場合においては、本業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ区の承諾を得たときは、この限りではありません。
- (8) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、直ちに、「11 担当課（問い合わせ先）」に記載された担当者に連絡の上、速やかに「辞退届」（様式 5）を持参又は郵送により提出してください。

11 担当課（問い合わせ先）

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

部署：杉並区環境部環境課計画推進係（杉並区役所西棟 7 階）

電話：03-3312-2111 内線 3736

E-mail：ontai-keikaku@city.suginami.lg.jp

業務説明書

1 業務名

杉並区ゼロカーボンシティ機運醸成事業業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、杉並区（以下「区」という。）が実施している温暖化対策に資する取組に対して、将来を担う若い世代等が興味関心を持つきっかけとなりうる効果的な訴求を行い、もって区における 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた機運を醸成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

杉並区の区域内（以下「区内」という。）ほか

5 業務の概要

(1) 主要な対象

将来を担う若い世代

(2) 業務内容

本業務の業務内容は、以下のア及びイのとおりとする。

ア 杉並区地球温暖化対策実行計画（以下「区温対計画」という。）の認知度向上に寄与する訴求業務

なお、区温対計画は別紙 1-1 のとおり

イ 区温対計画に基づく二酸化炭素排出量の削減に資する取組への興味関心を喚起する訴求業務

※ アの内容を含む場合は、その旨を企画提案書に記載すること。

(3) 手法

本業務の手法は以下のいずれか一つ又は複数とすること。

ア 本業務に適したツールの作成及び展開

※ 展開に当たり、区と協議の上、無料で使用可能な媒体は、別紙 1-1 のとおりとし、その他の媒体を用いて展開を行う場合に発生する費用は全て契約額に含むものとする。

イ 本業務に適したイベントへの出展

※ 区と協議の上、無料で出展可能なイベントは、別紙 1-1 のとおりとし、その他のイベントに出展する場合に発生する費用は全て契約額に含むものとする。

ウ その他の手法であって本業務に適しているもの

※ 区と協議の上、別紙1-1に掲げる媒体を使用し、又は別紙1-1に掲げるイベントに出展する場合はその費用を無料とし、その他の媒体を使用し、又はその他のイベントに出展する場合に発生する費用は全て契約額に含むものとする。

(4) 留意事項

ア 対象者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）は保有しないこと。対象者である個人に関する情報であって、個人情報に該当しないものを保有する場合には、その管理に細心の注意を払うこと。

イ ソーシャルメディアを活用する場合には、炎上やなりすまし・乗っ取りなどのトラブルの防止に努めること。万が一にもかかるトラブルが発生した場合は、直ちに区に報告した上で、受託者の責任で対応すること。

6 成果品

(1) 成果品の内容

成果品として、訴求の内容及び手法を記載した事業実施報告書を区に提出すること。

(2) 成果品の媒体

事業実施報告書は印刷物及び電子データにて、各1式を区に提出すること。ただし、電子データはWord形式、Excel形式又はPDF形式とし、受託者が用意したCD-Rに格納して提出すること。

7 成果品の納入場所

杉並区環境部環境課（杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟7階）

8 履行の質の確保及び履行状況の評価

(1) 受託者は本業務を実施するに当たり、業務の安定した履行を確保するため、様々な観点から、質を高める取組を行うように努めなければならない。

(2) 受託者は、「履行評価基準」及び同基準第3条の規定により区が定める履行評価表に基づき、本業務の履行に係る自己評価を行い、結果を区に提出すること。

(3) 区は、「履行評価基準」に基づき、区が定める時期に受託者の履行状況の評価するものとする。

9 その他

(1) 本業務の遂行に当たり、区と都度十分な打合せの上、進めること。

(2) 区と打合せをした際には、受託者が議事録を作成すること。

(3) 本業務により作成された報告書、資料等の著作権は区に帰属する。

(4) 本業務の実施に当たり、経費や他団体等への謝礼金等が発生する場合は全て契約金額に含まれるものとする。

(5) 物品配送等に使用する車両は、原則として低公害車（天然ガス車、九都県市指定・

国土交通省指定のガソリン車・LPG車等) とすること。その中でも、低燃費車(自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成16年国土交通省告示第61号)に基づき、同要領に定める基準に適合すると判定された車)の使用に努めること。なお、規制等に適合する自動車であることを確認するため、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (6) 本業務説明書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、区と協議の上決定すること。

参考資料

1 区温対計画

次のURLのとおり（ここに掲げるURLが無効となった場合は、別途区から事業者にその内容等を通知する。以下同じ。）

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon5/1089949.html>

<参考> 区が作成した環境問題に関する学習動画

次のURLのとおり

ア 私たちの生活と地球温暖化～2050年ゼロカーボンシティを実現しよう～

<https://www.youtube.com/watch?v=5baNIjpfcm>

イ 自分にもできた！身近な省エネ行動～CO2を減らす生活の工夫に取り組もう～

<https://www.youtube.com/watch?v=Le4vbIo5oJE>

ウ 『モッタイナイ』って、カッコいい！ 未来のためにできることからはじめよう

<https://www.youtube.com/watch?v=uS29HUjL0b8>

2 区と協議の上、無料で使用可能な媒体

(1) 杉並区広報課X（旧Twitter）

次のURLのとおり

https://twitter.com/suginami_koho

(2) 区公式ホームページ

次のURLのとおり。ただし、区公式ホームページのリニューアルが予定されており、本業務の履行期間中にリニューアルが実施された場合、URL等が変更となる可能性がある。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

(3) 区広報

次のURLのとおり。ただし、ここに掲げるのは過去の区広報の内容であり、本業務に際して使用する場合は、将来発行される区広報を使用することとなる。

ア PDF形式

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/koho/pdf/>

イ 音声データ

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/koho/onsei/>

3 区と協議の上、無料で出展可能なイベント

令和6年11月9日（土）及び10日（日）に開催予定のすぎなみフェスタ2024。すぎなみフェスタ実行委員会のURLは次のとおり

<https://www.sugifes.com/>